

大分県災害対策本部規程

昭和37年10月26日 災害対策本部訓令第1号
昭和38年01月16日 災害対策本部訓令第1号
昭和40年08月24日 災害対策本部訓令第3号
昭和41年04月01日 災害対策本部訓令第1号
昭和42年07月18日 災害対策本部訓令第1号
昭和45年06月26日 災害対策本部訓令第1号
昭和46年04月01日 災害対策本部訓令第1号
昭和48年07月24日 災害対策本部訓令第1号
昭和63年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成02年05月16日 災害対策本部訓令第1号
平成09年07月25日 災害対策本部訓令第1号
平成17年08月25日 災害対策本部訓令第1号
平成18年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成19年07月20日 災害対策本部訓令第1号
平成20年08月01日 災害対策本部訓令第1号
平成21年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成22年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成25年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成25年06月11日 災害対策本部訓令第2号
平成26年06月03日 災害対策本部訓令第1号
平成27年11月04日 災害対策本部訓令第1号
平成28年07月04日 災害対策本部訓令第1号
平成29年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成30年04月01日 災害対策本部訓令第1号
平成31年03月20日 災害対策本部訓令第1号
平成31年04月26日 災害対策本部訓令第2号

(趣旨)

第一条 この規程は、大分県災害対策本部条例(昭和三十七年大分県条例第四十一号。以下「条例」という。)第五条第二項及び第六条の規定に基づき、大分県災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平九災本訓令一・平一七災本訓令一・一部改正)

(本部の設置)

第二条 本部は、大分県防災センターに設置する。ただし、災害の規模、内容等に応じて、変更することができる。

(平九災本訓令一・平一七災本訓令一・一部改正)

(副本部長)

第三条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び警察本部長をもつて充てる。

(平九災本訓令一・平一九災本訓令一・一部改正)

(本部員)

第四条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表第一に掲げる者をもつて充てる。

(平一七災本訓令一・追加)

(本部長の職務の代理)

第五条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、副知事、警察本部長の順序により、本部長及び副本部長にともに事故があるときは、生活環境部長、総務部長、防災局長の順序によりその職務を代理する。

(昭四〇災本訓令三・平九災本訓令一・一部改正、平一七災本訓令一・旧第四条線下・一部改正、平一九災本訓令一・平二八災本訓令一・一部改正)

(部の組織等)

第六条 条例第三条第一項の規定により本部に置く部及び同条第三項の規定により部に置く部長は、次のとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、本部長の指定する部のみを置くことができる。

- 一 被災者救援部 生活環境部長
- 二 支援物資部 商工観光労働部長
- 三 福祉保健医療部 福祉保健部長
- 四 児童・生徒対策部 教育長
- 五 通信・輸送部 企画振興部長
- 六 社会基盤対策部 土木建築部長
- 七 農林水産基盤対策部 農林水産部長
- 八 治安対策部 警察本部警備部長

2 部に副部長及び調整担当官を置き、別に定める者をもつて充てる。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平三一災本訓令二・一部改正)

4 調整担当官の事務は、次のとおりとする。

- 一 部内の総合調整
- 二 部所管事務の進捗状況の管理
- 三 総合調整室との連絡調整

(平一七災本訓令一・全改、平一八災本訓令一・平一九災本訓令一・平二一災本訓令一・平二五災本訓令一・平二五災本訓令二・一部改正)

(班の設置)

第七条 部に別表第二の中欄に掲げる班を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌する。

- 2 班に班長、副班長及び班員(以下「要員」という。)を置き、別に定める者をもつて充てる。
- 3 班長は、部長の命を受けて班の事務を処理する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 班長は、班の事務を処理するに当たり、他の班に協力を求めることができる。

(平一七災本訓令一・全改、平二五災本訓令一・一部改正)

(本部会議)

第八条 本部に、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成し、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - 二 災害応急対策の重点項目の決定に関すること。
 - 三 災害応急対策の進捗状況に関すること。
 - 四 自衛隊の災害派遣に関すること。
 - 五 広域応援に関すること。
 - 六 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)適用の決定に関すること。
 - 七 その他必要と認める事項

3 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、総合調整室長及び広報・情報発信班長を本部会議に出席させることができる。

(平九災本訓令一・一部改正、平一七災本訓令一・旧第九条繰上・一部改正、平二五災本訓令一・平二八災本訓令一・一部改正)

(総合調整室等)

第九条 災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため、本部に総合調整室(以下「調整室」という。)を置く。

2 広域受援に関する情報を一元的に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、本部に受援・市町村支援室(以下「支援室」という。)を置く。

3 本部に、本部会議の庶務、災害応急対策の円滑な処理の支援等を行うため総務班を、災害に関する情報の的確な広報等を行うため広報・情報発信班を置く。

4 防災局長は、本部長の命を受け、被害情報の把握、災害応急対策の全体指揮、本部会議の全体調整、災害に関する広報に係る事務等を掌理し、調整室並びに総務班及び広報・情報発信班を総括する。

5 防災局長は、災害応急対策のため県内各市町村又は県外の地方公共団体による広域的な応援が必要な場合等には、総務部長と連携してその調整を行う。

(昭四五災本訓令一・追加、平九災本訓令一・一部改正、平一七災本訓令一・旧第十条繰上・一部改正、平二五災本訓令一・全改、平二八災本訓令一・一部改正、平三十災本訓令一・一部改正)

(調整室の組織等)

第十条 調整室に応急対策調整班及び情報収集班を、原子力災害にあつてはこれらに加え原子力災害対策班を置き、別表第三に掲げる事務を所掌する。

(平二五災本訓令一・全改、平二六災本訓令一・平二八災本訓令一・一部改正、平三十災本訓令一・一部改正)

第十一条 調整室に調整室長及び調整担当官を置き、前条の規定により設置する班(以下「調整室各班」という。)に班長、副班長及び班員を置く。

2 調整室長は生活環境部防災局防災危機管理監を、調整担当官は防災局防災対策企画課参事をもつて充てる。

3 班長、副班長及び班員は、別に定める者をもつて充てる。

(平二五災本訓令一・全改、平二八災本訓令一・平二九災本訓令一・一部改正、平三十災本訓令一・一部改正)

(調整室長等の職務)

第十二条 調整室長は、防災局長の命を受け、調整室の事務を掌理する。

2 調整室長に事故があるときは、生活環境部審議監がその職務を代理する。

3 調整担当官は、調整室長を補佐する。

4 調整室各班の班長は、調整室長の命を受け、それぞれの班を総括する。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(平二五災本訓令一・全改、平二八災本訓令一・一部改正)

(支援室の組織等)

第十三条 支援室に広域受援班、人員調整班及び市町村支援班を置き、別表第四に掲げる事務を所掌する。

(平三十災本訓令一・追加)

第十四条 支援室に支援室長及び調整担当官を置き、前条の規定により設置する班（以下「支援室各班」という。）に班長、副班長及び班員を置く。

2 支援室長は総務部審議監を、調整担当官は総務部行政企画課総務企画監をもつて充てる。

3 班長、副班長及び班員は、別に定める者をもつて充てる。

(平三十災本訓令一・追加)

(支援室長等の職務)

第十五条 支援室長は、支援室の事務を掌理する。

2 支援室長に事故があるときは、総務部行政企画課長がその職務を代理する。

3 調整担当官は、支援室長を補佐する。

4 支援室各班の班長は、支援室長の命を受け、それぞれの班を総括する。

5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

(平三十災本訓令一・追加)

(総務班)

第十六条 総務班は、次に掲げる事務を所掌する。

一 現地災害対策本部の設置及び市町村が実施する災害応急対策に必要な支援に関すること。

二 本部会議の運営に関すること。

三 第二十五条に規定する災害時緊急支援隊の派遣及び活動支援に関すること。

四 統括スタッフ会議の実施に関すること。

五 その他災害対策本部の庶務に関すること。

六 災害対策本部の各部及び他班に属さない分掌に関すること。

2 総務班に班長、副班長及び班員を置き、別に定める者をもつて充てる。

3 総務班の班長は、防災局長の命を受け、総務班の事務を掌理する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平二八災本訓令一・全改、平二九災本訓令一・一部改正、平三十災本訓令一・旧第十三条繰下、一部改正)

(広報・情報発信班)

第十七条 広報・情報発信班は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 報道機関との連絡体制の確立に関すること。
 - 二 広報体制の一元化、全体調整及び進行管理に関すること。
 - 三 災害に関する記者会見の実施及び被害状況等の迅速かつ計画的な公表等情報発信に関すること。
 - 四 その他広報に関すること。
- 2 広報・情報発信班に班長、副班長及び班員を置き、別に定める者をもって充てる。
 - 3 広報・情報発信班の班長は、防災局長の命を受け、広報・情報発信班の事務を掌理する。
 - 4 広報・情報発信班の班長は、第一項第三号に掲げる事務を実施するため、各班長等から必要な資料の提出を求め、これを整理するものとする。
 - 5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (平二八災本訓令一・追加、平三十災本訓令一・旧第十四条繰下)

(地区本部の設置)

第十八条 条例第五条第一項の規定により本部に置く地区災害対策本部(以下「地区本部」という。)の名称、位置及び所管区域は、別表第五のとおりとする。ただし、特別な事情のある場合は、本部長の指定する地区本部のみを置くことができる。

- 2 地区本部は、原則としてその所管区域内に所在する地方機関をもって組織する。
- (昭四一災本訓令一・全改、昭四五災本訓令一・旧第十条繰下・一部改正、平九災本訓令一・平一七災本訓令一・一部改正、平一九災本訓令一・旧第十四条繰下、平二五災本訓令一・旧第十九条繰上、平二八災本訓令一・旧第十四条繰下、平三十災本訓令一・旧第十五条繰下、一部改正)

(地区本部長等)

第十九条 地区本部に、地区災害対策本部長(以下「地区本部長」という。)、地区災害対策副本部長(以下「地区副本部長」という。)及び地区災害対策本部員(以下「地区本部員」という。)を置く。

- 2 地区本部長は、振興局長をもって充てる。
- 3 地区副本部長は、別に定める職員をもって充てる。
- 4 地区本部員は、地区本部長及び地区副本部長を除く当該地区本部に属する地方機関の長をもって充てる。
- 5 地区本部長は、本部長(第二十二条の規定により現地災害対策本部を設置した場合にあつては、原則として現地災害対策本部長)の命を受け、地区本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

6 地区副本部長は、地区本部長を補佐し、地区本部長に事故があるときは、地区副本部長のうちからあらかじめ地区本部長が指定した順序により、その職務を代理する。

(昭四一災本訓令一・全改、昭四五災本訓令一・旧第十一条繰下、平二災本訓令一・平九災本訓令一・平一七災本訓令一・平一八災本訓令一・一部改正、平一九災本訓令一・旧第十五条繰下・一部改正、平二五災本訓令一・旧第二十条繰上・一部改正、平二八災本訓令一・旧第十五条繰下・一部改正、平三十災本訓令一・旧第十六条繰下、一部改正)

(地区本部の組織等)

第二十条 地区本部に別表第六の上欄に掲げる班を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌する。ただし、特別な事情がある場合は、地区本部長の指定する班のみ置くことができる。

2 地区本部の班に班長、副班長及び班員を置き、別に定める者をもって充てる。

3 地区本部長は、必要があると認めるときは、地区本部会議を設置することができる。

(平二五災本訓令一・追加、平二八災本訓令一・旧第十六条繰下、平三十災本訓令一・旧第十七条繰下、一部改正)

(地区本部の運営等)

第二十一条 第十八条から前条までに定めるもののほか、地区本部の運営等に関し必要な事項は、本部長の定める基準に従い、地区本部長が定める。

(昭四一災本訓令一・全改、昭四五災本訓令一・旧第十二条繰下、平一七災本訓令一・旧第十六条繰下・一部改正、平一九災本訓令一・旧第十八条繰下・一部改正、平二五災本訓令一・旧第二十三条繰上・一部改正、平二八災本訓令一・旧第十七条繰下・一部改正、平三十災本訓令一・旧第十八条繰下、一部改正)

(現地災害対策本部の設置)

第二十二条 本部長は、激甚な災害が発生した地域が本部から遠隔の場合又は地区本部との通信連絡に円滑を欠く場合で、災害の規模その他の状況により災害応急対策を強力に推進する必要があると認めるときは、当該地域に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

(平九災本訓令一・追加、平一七災本訓令一・旧第十七条繰下、平一九災本訓令一・旧第十九条繰下、平二五災本訓令一・旧第二十四条繰上、平二八災本訓令一・旧第十八条繰下、平三十災本訓令一・旧第十九条繰下)

(現地本部の組織)

第二十三条 現地本部に、現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)、現地災害

対策副本部長(以下「現地副本部長」という。)及び現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)を置く。

- 2 現地本部長は、副知事、本部員及び副部長のうちから本部長が指名する。
- 3 現地副本部長は、関係する地区の地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部員は、関係部の要員及び関係する地区の地区本部員のうちから本部長が指名する。

(平九災本訓令一・追加、平一七災本訓令一・旧第十八条繰下・一部改正、平一九災本訓令一・旧第二十条繰下・一部改正、平二五災本訓令一・旧第二十五条繰上・一部改正、平二八災本訓令一・旧第十九条繰下、平三十災本訓令一・旧第二十条繰下)

(現地本部の分掌事務)

第二十四条 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- 二 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- 三 市町村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- 四 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項
- 五 その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- 六 本部への連絡、報告等に関する事項

(平九災本訓令一・追加、平一七災本訓令一・旧第十九条繰下・一部改正、平一九災本訓令一・旧第二十一条繰下、平二五災本訓令一・旧第二十六条繰上、平二八災本訓令一・旧第二十条繰下、平三十災本訓令一・旧第二十一条繰下)

(災害時緊急支援隊)

第二十五条 本部長は、激甚な災害が発生した地域の市町村の機能が著しく低下し、当該市町村との通信連絡及び調整に円滑を欠く場合で、災害の規模その他の状況により災害応急対策を強力に推進する必要があると認めるときは、災害時緊急支援隊(以下「支援隊」という。)を総務班に置き、これを当該市町村の災害対策本部等へ派遣することができる。

(平二七災本訓令一・追加、平二八災本訓令一・旧第二十一条繰下・一部改正、平三十災本訓令一・旧第二十二条繰下)

(配備体制)

第二十六条 本部長は、本部を設置する場合には、災害等の状況に応じて、本部の配備体制を決定する。

2 本部の配備体制は、次のとおりとする。

- 一 第一次配備体制 災害に関する情報の収集・伝達、特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する体制。本庁各部局及び各地方機関の要員数(以下「要員数」という。)の目安は、おおむね二割の職員とし、要員については本庁各部局及び各地方機関であらかじめ定める。
- 二 第二次配備体制 災害の拡大に応じて第一次配備体制を強化し、災害の経過に応じて集中的・総合的な災害応急対策を実施する体制。要員数の目安は、おおむね五割の職員とし、要員については本庁各部局及び各地方機関であらかじめ定める。
- 三 第三次配備体制 第二次配備体制を強化し、強力・総合的な災害応急対策を実施する体制。全職員を配備する。

(平一七災本訓令一・追加、平一九災本訓令一・旧第二十二条繰下、平二五災本訓令一・旧第二十七条繰上・一部改正、平二七災本訓令一・旧第二十一条繰下、平二八災本訓令一・旧第二十二条繰下、平三十災本訓令一・旧第二十三条繰下)

(本部の解散)

第二十七条 本部長は、気象情報や被害状況等により、本部による災害対応を継続する必要がないと認められるときは、本部を解散する。

(平一七災本訓令一・追加、平一九災本訓令一・旧第二十三条繰下、平二五災本訓令一・旧第二十八条繰上、平二七災本訓令一・旧第二十二条繰下、平二八災本訓令一・旧第二十三条繰下、平三十災本訓令一・旧第二十四条繰下)

(補則)

第二十八条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(昭四一災本訓令一・旧第十六条繰上、昭四五災本訓令一・旧第十三条繰下、平九災本訓令一・旧第十七条繰下、平一七災本訓令一・旧第二十条繰下、平一九災本訓令一・旧第二十四条繰下、平二五災本訓令一・旧第二十九条繰上、平二七災本訓令一・旧第二十三条繰下、平二八災本訓令一・旧第二十四条繰下、平三十災本訓令一・旧第二十五条繰下)

附 則

この規程は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則(昭和三八年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和三九年災本訓令第三号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和四一年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和四二年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和四五年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和四六年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和四八年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和六三年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成九年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成一七年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成一八年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成一九年災本訓令第一号)
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二〇年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二一年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二二年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二五年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二五年災本訓令第二号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二六年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二七年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二八年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成二九年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成三〇年災本訓令第一号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成三一年災本訓令第一号)

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年災本訓令第二号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

(平一七災本訓令一・追加、平一八災本訓令一・平一九災本訓令一・平二一災本訓令一・平二五災本訓令一・平二八災本訓令一・平二九災本訓令一・平三一災本訓令一・平三一災本訓令二・一部改正)

総務部長

企画振興部長

福祉保健部長

生活環境部長

商工観光労働部長

農林水産部長

土木建築部長

会計管理者

企業局長

病院局長

教育長

警察本部警備部長

防災局長

別表第二(第七条関係)

(平二五災本訓令一・全改、平二五災本訓令二・平二九災本訓令一・一部改正)

部の名称	班の名称	班の事務
被災者救援部	避難所対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村からの要請による避難所の開設及び運営に関する協力並びに県管理施設の開放に関すること。 二 開設された避難所の規模、運営状況及び被災者からの要望等の集約に関すること。 三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 四 その他避難所対策に関すること。
	ボランティア調整班	<ul style="list-style-type: none"> 一 ボランティア活動に係る情報の一元化及び総合調整に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 二 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 三 その他ボランティア調整に関すること。
	廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 関係団体との協定に基づく災害廃棄物の広域処理の推進に関すること。 二 廃棄物処理施設の被害状況の集約に関すること。 三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 四 その他廃棄物対策に関すること。
	外国人救援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 在外公館との連絡調整に関すること。 二 市町村からの要請に基づく避難所における外国人対応に関すること。 三 被災外国人の状況把握及び対応に関すること。 四 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 五 その他外国人救援に関すること。
支援物資部	支援物資班	<ul style="list-style-type: none"> 一 救助物資の給与又は貸与に係る総合的な連絡調整及び指導に関すること。 二 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 三 その他支援物資に関すること。
	食糧班	<ul style="list-style-type: none"> 一 救助物資の給与又は貸与に係る総合的な連絡調整及び指導に関すること。 二 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 三 その他食糧に関すること。
福祉保健医療部	医療活動支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災地における医療ニーズ、医療機関及び薬局の状況等の把握並びに医療救護活動の調整に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 二 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 三 その他医療活動支援班に関すること。
	福祉保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 一 福祉避難所開設への支援に関すること。 二 災害時要援護者の被災状況の把握及び対策に関すること。 三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 四 その他福祉保健衛生に関すること。
児童・生徒対策部	児童・生徒対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立学校における応急措置の実施に関すること。 二 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 三 その他児童・生徒対策に関すること。
通信・輸送部	通信班	<ul style="list-style-type: none"> 一 電話回線及び庁内放送設備の点検及び確認に関すること。 二 電気通信事業者との連絡調整に関すること。 三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 四 その他通信に関すること。
	輸送・調整班	<ul style="list-style-type: none"> 一 輸送用車両の確保並びに本部及び地区本部の要請に応じた配車に関すること。 二 輸送関係団体との連絡調整に関すること。 三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。 四 その他輸送・調整に関すること。
社会基盤対策部	公共・土木施設班	<ul style="list-style-type: none"> 一 公共施設の被害状況に係る情報の収集及び提供に関すること。 二 緊急輸送道路及び港湾の応急復

		<p>旧に関すること。</p> <p>三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。</p> <p>四 その他公共・土木施設に関すること。</p>
	応急住宅対策班	<p>一 被災地における住宅を失った世帯の住宅ニーズの把握に関すること。</p> <p>二 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</p> <p>三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。</p> <p>四 その他応急住宅対策に関すること。</p>
農林水産基盤対策部	農林水産基盤対策班	<p>一 農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供並びに応急復旧に関すること。</p> <p>二 緊急輸送港の応急復旧に関すること。</p> <p>三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。</p> <p>四 その他農林水産施設に関すること。</p>
治安対策部	警備班	<p>一 被災者の救出及び救助に関すること。</p> <p>二 犯罪の取締りに関すること。</p> <p>三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。</p> <p>四 その他警備に関すること。</p>
	交通班	<p>一 被災者の救出及び救助に関すること。</p> <p>二 交通規制の実施に関すること。</p> <p>三 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。</p> <p>四 その他交通に関すること。</p>

別表第三(第十条関係)

(平二五災本訓令一・全改、平二六災本訓令一・平二七災本訓令一・平二八災本訓令一・平二九災本訓令一・平三十災本訓令一・一部改正)

班の名称	班の事務
応急対策調整班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害応急対策の全体調整及び進行管理に関すること。 二 災害情報及び被害情報の取りまとめ及び分析に関すること。 三 ヘリコプターの運営調整に関すること。 四 その他応急対策調整に関すること。
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> 一 被害状況、避難状況等に関する情報の収集に関すること。 二 広報に必要な情報の収集に関すること。 三 被害状況、避難状況等に関する情報の整理、分類及び評価に関すること。 四 災害情報及び被害情報の取りまとめに関すること。 五 広聴体制の一元化、全体調整及び進行管理に関すること 六 その他情報収集に関すること。
原子力災害対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 環境放射線モニタリング実施に係る全体調整及び進行管理に関すること。 二 緊急時環境放射線モニタリングの地点、測定項目及び測定頻度等モニタリング計画の策定に関すること。 三 環境放射線モニタリング結果の集約及び分析に関すること。 四 その他環境放射線モニタリングに関すること。

別表第四(第十三条関係)

(平三十災本訓令一・追加)

班の名称	班の事務
広域受援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 他の都道府県等からの連絡員の受入れに関すること。 二 九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請に関すること。

	三 その他広域応援対策に関すること。
人員調整班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選に関すること。 二 県への応援必要人数の把握に関すること。 三 県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握に関すること。 四 他の都道府県からの応援職員の受入れに関すること。 五 その他県の人員調整に関すること。
市町村支援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災市町村への派遣必要人数の把握に関すること。 二 被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請に関すること。 三 その他被災市町村への派遣調整に関すること。

別表第五(第十八条関係)

(平一八災本訓令一・全改、平二八災本訓令一・一部改正、平三十災本訓令一・旧別表第四繰下・一部改正)

名称	位置	所管区域
東部地区災害対策本部	東部振興局	東国東郡、速見郡、別府市、杵築市、国東市
中部地区災害対策本部	中部振興局	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部地区災害対策本部	南部振興局	佐伯市
豊肥地区災害対策本部	豊肥振興局	竹田市、豊後大野市
西部地区災害対策本部	西部振興局	玖珠郡、日田市
北部地区災害対策本部	北部振興局	中津市、豊後高田市、宇佐市

別表第六(第二十条関係)

(平二五災本訓令一・追加、平二八災本訓令一・一部改正、平三十災本訓令一・旧別表第五繰下・一部改正)

班の名称	班の事務
被災者救援班	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災地及び被災者の状況の把握に関すること。 二 避難所の開設及び運営の協力に関すること。 三 その他被災者救援に関すること。

支援物資班	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村の食料供給及び給水活動の支援に関すること。 二 救助物資の受入れ及び配分に関すること。 三 その他支援物資に関すること。
保健所班	<ul style="list-style-type: none"> 一 医薬品及び衛生資材の調達及び確保に関すること。 二 被災地における保健衛生ニーズの把握に関すること。 三 被災地における衛生維持及び防疫に関すること。 四 その他保健所の分掌に関すること。
通信・輸送班	<ul style="list-style-type: none"> 一 電話回線及び庁内放送設備の点検及び確認に関すること。 二 電気通信事業者との連絡調整に関すること。 三 救助物資の給与又は貸与に係る配送に関すること。 四 その他通信・輸送に関すること。
社会基盤対策班	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路、港湾等公共施設の被災状況の確認及び報告に関すること。 二 道路の交通規制の実施に関すること。 三 農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供並びに応急復旧に関すること。 四 被災地における住宅を失った世帯の住宅ニーズの把握に関すること。 五 その他社会基盤対策に関すること。
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害発生直後の概括的な災害情報及び被害情報の収集に関すること。 二 市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。 三 参集状況に応じた要員の配置に関すること。 四 地区本部会議の事務に関すること。 五 現地本部の設置に関すること。 六 他班に属さない分掌に関すること。 七 その他庶務に関すること。